

○生食用又は加熱不十分な食肉等の販売・提供に関する監視指導結果

食肉を取り扱う施設(消費者に直接販売・提供する施設)

1. 立入りを行った施設数

708 施設

2. 1のうち生食用又は不十分な加熱での販売・提供について指導した施設数

25 施設

○鶏肉を飲食店営業者に販売する施設(食鳥処理業者、卸売業者等)に関する監視指導結果

1. 立入りを行った施設数

39 施設

2. 1のうち加熱が必要である旨の情報伝達について指導した施設数

24 施設

○野生鳥獣肉(ジビエ)の取扱施設調査結果

1. 野生鳥獣肉を使用し、製造・調理・販売を行っている施設への監視指導実施数

8 施設